

2024(令和6)年度 学校推薦型選抜 基礎学力検査

経済学部 小論文

【注意】

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 試験時間は9時30分から11時00分まで(90分間)です。
- この問題冊子は表紙以外に8ページあり、解答用紙は3枚、下書き用紙は1枚あります。
- 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 解答はすべて解答用紙の解答欄に記入してください。
- 解答用紙の氏名欄を除き、受験者本人の特定につながるような氏名、住所、学校名等は記述しないでください。
- 解答用紙を持ち出してはいけません。持ち出した場合、試験をすべて無効とします。
- 試験終了後、問題冊子および下書き用紙は持ち帰ってください。

次の文章を読んで、後の設間に答えなさい。

聴覚障害者は、情報格差によって「ウェルビーイング（well-being）」を損なうことが多い。「ウェルビーイング」とは、直訳すると「幸福」「健康」という意味で、世界保健機関（WHO）憲章の前文には、こう書かれている。

“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本WHO協会仮訳）

聴覚障害者にとって、「ウェルビーイング」とは、勉学、労働、災害などあらゆる場面において、情報が十分に得られて、かつ、周りの人と自由にコミュニケーションができる状態のことだと考える。しかし、実際には、次の通り、ウェルビーイングを損なう事態が発生している。

- ・学校にて勉学に関する情報が十分に得られず、成績に影響を及ぼす。
- ・職場にて業務に関する情報が十分に得られず、本来持っている能力を発揮できず、活躍の場やキャリアアップの機会が得られない。
- ・災害が発生したときに、災害情報・避難情報が分からず、命を守ることができなかつたり、避難所での連絡情報が分からず、食物・水などの救援物資を得ることができなかつたりする。

このように、聴覚障害者のウェルビーイングが損なわれる場面は、勉学、労働、災害などさまざまだ。ここからは、私自身のことも含めて、いくつか具体例をみていく。

私が進学した当時は、聴覚障害者が大学へ行くことが珍しく、大学にも支援のノウハウが皆無で、聴覚障害学生が自らノートテイク（講義のときに聴覚障

害学生の隣に座り、講義内容や教室内で起こっていることを忠実に聞き取り、遅れずに筆記〔手書きやパソコンなどを使用〕する通訳の一つの形態)などの支援を得られるように、大学側と交渉したりしていた。

私の場合、勉学だけでも大変な状況で、大学と交渉することもなかなか難しく、実際に交渉を始めたのは3年生のときだった。4年生になったときに、大学院生にアルバイトをしていただく形で、ようやくゼミにティーチング・アシスタントをつけることができた。しかし、これはノートテイクではなく、不明点があれば質問を受け付けるといったものだったので、そもそも議論の内容がわからない私には質問すらできず、うまく活用できないまま終わってしまった。そういうこともあって、大学時代は満足いく勉強をすることができなかった。

それから30年経った現在、全国の大学・短期大学・高等専門学校のうち約41%に聴覚・言語障害学生が在籍している。そのうち、ノートテイクの実施率は約25%、パソコンテイクは約23%、手話通訳は約10%という状況だ(JASSO、2022)。ちなみに、要望に対する実現の割合を調べた調査研究によれば、パソコン・ノートテイクについては8割以上の大学で、手話通訳については約6割の大学で要望に応えることができているが、いずれの手段でもいまだ100%には届いておらず、十分な状況とは言いがたい(白澤他、2021)。この、ノートテイクやパソコンテイク、手話通訳のような支援を「合理的配慮」、もしくは情報入手やコミュニケーション支援を指して「情報保障」という。

法律の見直しが行なわっても、それがすぐにきこえない子どもや学生の学ぶ環境の改善につながるとは限らない。義務教育において、聴覚障害児のコミュニケーションを支援するための仕組みづくり(情報保障)が十分になされていないため、「学びの上での情報量の格差」の要因になっている。その結果、学業成績に悪い影響を与えている。

現在、情報保障は、各都道府県の教育委員会が個別対応しており、地域格差が生じている。また、教員が情報アクセスのサポートに回るケースでは、情報保障に関する専門的な知識もなく、多くの場合は、十分なサポートができていない。また、聴覚障害児が、学ぶ上で必要な情報を収集したり、情報保障をつけてもらうために自ら動いたりすることによる心理的負担が大きく、メンタル

ヘルスへの影響も大きいのが現状だ。ノートテイクの育成や学術分野での手話通訳の養成が急務となっている。

情報保障に携わる者の育成などについては、2004年10月に全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられた日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、育成のための教材開発やコンサルティングなどが行なわれている。

そして、この問題にコロナ禍が拍車をかけている。最近は感染防止のためにマスクを着用している人がほとんどだが、相手の口や表情が見えないと、口話を使用している聴覚障害者にとっては、得られる情報が激減してしまう。

特に対面教育が行なわれているところでは、教員の口や表情が見えないと、講義の内容がわからず、学業に大きな影響を引き起こす事態となっている。

聴覚障害者が1ヶ月にもらえる給料の平均金額は、聴者の67%しかないという事実をご存じだろうか（厚生労働省、2018を参考に筆者が算出）。身体障害者の中でも、聴覚障害者は昇格経験が少なく（肢体障害者の半分）、職場定着率が悪い（岩山、2013）。

毎月支給されている給料の平均額を障害種別ごとにみると、「内部障害」24.7万円、「肢体不自由」20.5万円、「視覚障害」23.5万円、「聴覚障害」20.5万円となっており、聴覚障害者の給与額はすべての障害種別の中で最低となっている（厚生労働省、2018）。

障害別にみた昇進経験者の割合は、「肢体不自由」31.7%、「内部障害」30.2%、「視覚障害」25.2%、「聴覚障害」16.1%となっており、聴覚障害者の昇進をめぐる厳しい現実がみえてくる（岩山、2013）。

聴覚言語障害者の転職経験率は40.6%で、この数値は障害者全体の転職経験の割合（34.1%）を超えており（同前）。また、障害者全体の転職の理由としては、「賃金・労働条件」（20.5%）、「職場の人間関係」（19.9%）、「仕事の内容」（19.2%）など職場や職務の状況に関することが多く挙げられている（厚生労働省、2012）。

聴覚障害者は、コミュニケーションが困難なため、情報を思うように得られず、職場で孤立する傾向があり、職場に定着しにくく、勤続年数が短くなり、

給料やキャリアアップの面で格差が生じていることが考えられる。

2011年3月11日に東日本を襲った巨大地震と津波によって、障害者も甚大な被害を受けた。岩手県、宮城県、福島県の総人口に対する死亡率が0.78%であったのに対し、障害者の死亡率は1.43%と2倍に上がった。聴覚障害者は、1.96%と同等の傾向となった（NHK制作局福祉班、2012）。聴覚障害者の場合は、避難情報が伝わらず、逃げ遅れた可能性が高い。また、避難所では食料、灯油や生活用品などの支援物資の提供が音声アナウンスで行なわれたために確保できなかつたケースや、情報提供者となる家族や地域の人々との関係をうまく築けないケースがいくつかあった（松崎、2013）。

また、家屋の被害がなかつた地域でも、続く余震、原発事故、計画停電等による交通機関等の混乱、放射性物質による飲食物汚染などについて、聴覚障害者には情報がうまく伝わらず、混乱をきたし、心理的な負担が大きかつた。情報を収集したり、家族や友人などに連絡するにもインフラが大きな影響を受けており、FAXもできない地域も多く、聴覚障害者の安否確認などに多大な時間を要した。

この東日本大震災を契機に、甚大な被害が出た岩手、宮城、福島の3県で、日本財団により、きこえない人ときこえる人をオペレーターが「手話や文字」と「音声」を通訳することによって電話で即時・双方向につなぐ電話リレーサービスが、試行サービスとして提供開始された。2年後、このサービスは全国が対象に切り替わった。

聴覚障害者には、学校・職場・生活の場において、これまで述べてきたような障壁（バリア）が存在している。制度上の壁だったり、支援がないために生じる壁だったりする。

多くの人は、耳がきこえない、きこえにくいなどの心身機能不全のために日常生活や社会生活に支障が出ていることを「障害」といい、それが原因で社会生活において不便や困難が起こると考えている。この考え方は「障害の個人（医学）モデル」と呼ばれる。この個人（医学）モデルでは、障害を解消するためには、リハビリテーションなどによる個人の努力や訓練が必要だとし、医療の領域の問題だと捉える。

一方、社会の中でさまざまな障壁（バリア）に困っている人がいて、この障壁を「障害」と捉えるという考え方もあり、こちらは「障害の社会モデル」と呼ばれる。

障害の社会モデルは、1980年代に障害学の分野で提唱され、2006年に国連（国際連合）で採択された障害者権利条約で「障害の新しい定義」として示された。社会モデルでは、社会や組織の仕組み、文化や慣習などの「社会的障壁」が、障害者など少数派（マイノリティ）の存在を考慮せず、多数派（マジョリティ）の都合で作られているために、マイノリティが不利益を被っていると考える。このようなマジョリティとマイノリティの間の不均衡が障害を生み出しており、社会が障害を作り出しているのであるから、それを解消するのは社会の責務と捉えている。

障害者権利条約ができた背景を見てみよう。

従来は、「障害」というと、耳がきこえない、目が見えない、車いす使用者等の肢体障害、知的障害、発達障害、精神障害など心や身体の機能の障害であり、個人の訓練やリハビリテーションで克服していくべきだという考え方が主流であった。このような障害の捉え方を障害の「個人（医学）モデル」ということは先ほど紹介した。

この社会には、障害者も健常者もすべてひっくるめて多様な人が存在しているが、その多様な存在に社会側が対応できていないのが問題である。これは社会側が抱える不備・不具合であり、この不備・不具合こそが「障害」なのだとという考え方方が主流になってきた。このような障害の捉え方を障害の「社会モデル」という。この「社会モデル」は、1983年にマイケル・オリバー、ボブ・サーペイの“Social Work with Disabled People”（邦題『障害学にもとづくソーシャルワーク——障害の社会モデル』金剛出版、2010）の中で最初に提示された。そして、さらに、1990年にマイケル・オリバーの“The Politics of Disablement”（邦題『障害の政治』明石書店、2006）で、さらに理論的に展開されていき、これが障害学の礎となった。このようにして、1990年を境に、世界全体の「障害」に対する考え方ガラリと変わった。

障害者が生活を行なう上でのさまざまなバリアは、障害そのものに原因があ

るのではなく、社会との関わりの中で生じるという「障害の社会モデル」の考え方がいろいろなところに浸透しはじめた。

この流れを受けて、「私たちのことを私たち抜きで決めないで（Nothing about us without us）」を合言葉に、世界中の障害当事者が参加して作成したのが、障害者権利条約だ。2006年に国連で採択されている。日本政府は2014年1月に批准（条約に書かれたことを当事国が守ると同意をすること）をしている。

障害者権利条約は、障害者に特別な権利を付与するものでなく、障害者が障害のない人と同じように情報が保障されることや、障害のない人と共に学ぶインクルーシブ教育を受ける権利などを定めており、障害を持つ人が障害のない人と同じように生活することができるような社会を目指して作られた。

障害者権利条約では、一般的義務として、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すべきことを定めるとともに、身体の自由、拷問の禁止等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置を定めている。条約を批准した国は、国際法として条約を守る義務が生じる。

日本でも2011年に障害者基本法が改正され、「障害の社会モデル」が盛り込まれた。ここでは、個々の心身機能が少し違っても、社会環境を工夫することで、人々が社会参加できる機会は飛躍的に増加すると考えられている。

聴覚障害の場合、個人差はあるものの、補聴器や人工内耳などによる聽力活用を選択したとしても、完全にきこえる人と同等にはならない。個人の努力や訓練にも限界がある。そのため、重要なのは、社会の障壁をなくしていく、障害があってもなくても生きやすい共生社会に変えていくことだ。

私たちIGB^(注1)は、障害は障害者の中にあるのではなく、社会側にあるという「障害の社会モデル」を採用している。本書で「障がい」「障碍」ではなく「障害」と表記しているのも、社会にある障害物や障壁こそが障害者をつくりだしていると考えているからだ。

私たちの活動目標は、次世代の人々がはじめから社会の障壁がなく、勉学や労働において、制約を受けることがなく、学びたいことを学び、働きたい職場

で働く共生社会の実現である。

(伊藤芳浩著『マイノリティ・マーケティング——少数者が社会を変える』による。ただし、出題に際して原文の一部を改めた。また本文中で引用されている文献情報の記載は省略した。)

(注 1) IGB (Information Gap Buster) とは、自身が聴覚障害者である著者が設立し、理事長を務める NPO 法人。

設問 1. 学校の場面で聴覚障害者にとってのウェルビーイングが損なわれる事態とその要因について、本文の説明を 150 字以内で要約しなさい。 (20 点)

設問 2. 人々のウェルビーイングを損なう「障害」の捉え方について、本文では 2 つの考え方方が紹介されている。それぞれ、どのような考え方かを 200 字以内で説明しなさい。 (20 点)

設問 3. 障害者のウェルビーイングが損なわれる事態には、本文で挙げられている著者自身の経験を含む具体例以外で、どのようなものがあるか。またどのような事態が起こるのを防ぐためには、どのような取り組みが考えられるか。筆者の主張を踏まえた上で、あなたの考えを 500 字以内で述べなさい。 (60 点)